

令和4年度 事業報告書

公益社団法人民間総合調停センター

社会が複雑高度化するに連れて、様々なトラブルが生じるようになり、トラブルの内容や当事者のニーズに応じた様々な解決方法が求められている。このようなニーズに的確に対応するため、裁判機能を充実させる必要があることはもちろんであるが、あわせて、トラブルの実情に合った解決に導くものとして、裁判以外の様々な解決方法が提供されることが望まれる。

当センターは、ADR法に基づく認証紛争解決機関として、市民にとって裁判と並ぶ魅力的で利用しやすい裁判外紛争解決手続を提供し、もって市民の権利利益の適切な実現に資することを目的とし、次のとおり活動した。

1 事業の概要

(1) 「裁判外紛争解決事業（ADR事業）」（公1-1）

総合的なADR（Alternative Dispute Resolution）機関として、各種専門職の専門的な知見を反映し紛争の当事者の自主的な紛争解決の努力を尊重した、公正かつ適正な裁判外紛争解決事業

(2) 「各種紛争についての調査・研究・分析や和解あっせん人のスキル向上等公正かつ適正な紛争解決に資するための事業」（公1-2）

当センターに申立てられた各種の紛争について調査・研究・分析を行いながら公正かつ適正な紛争解決に資するよう和解あっせん人のスキル向上を図る事業

(3) 「広報活動事業」（公1-3）

ADR手続及びADR手続機関である当センターの存在を広く市民に認知していただくための事業

2 裁判外紛争解決事業（ADR事業）（公1-1）

(1) 概要

当センターは、裁判と並ぶ魅力的な紛争解決機関になることを目指し、各種専門家団体、経済団体、消費者団体、自治体等が参加している裁判外紛争解決機関（ADR）であり、「和解あっせん」と「仲裁」という、2つの手続を実施した。

(2) 和解あっせん手続・仲裁手続

①和解あっせん手続は、和解あっせん人が当事者の言い分を十分に聴取し、その利害調整をしたり、解決案の提示を行ったりすることを通じて、紛

争解決についての合意、すなわち、和解を成立させることを目的とする
手続である。

② 仲裁手続は、民事紛争の解決を仲裁人による仲裁判断によって行うもの
で、当事者の仲裁合意に基づき仲裁廷が判決に代わる判断をする手続で
ある。（注：仲裁廷とは、仲裁手続を審理し、仲裁判断をする機関をい
う。）。

③ 令和 4 年度は、令和 4 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日の事業期間に合計
114 件の申立て（和解あっせん事件 113 件、仲裁事件 1 件）を受理し、令
和 2 年度以前からの継続事件 22 件を含む 103 件が終結した。

④ 終結事件の内訳を見ると、和解契約または仲裁判断により、成立した事
件は 36 件（35%）、成立の見込みなしなど、応諾されたものの不成立と
なった事件は 32 件（31%）であり、不応諾で終結した事件は 35 件（34%）
であった。

（3） 和解あっせん手続・仲裁手続の費用

和解あっせん手続及び仲裁手続の手数料は、申立時に申立手数料として、
1 件 1 万円及び和解等成立時に、成立手数料として 1 万 5000 円より納付し
てもらったところ、令和 4 年度の申立手数料収入は 78 万 4000 円、成立手
数料収入は 82 万 500 円であった。

（4） 和解あっせん人及び仲裁人に対する報酬

和解あっせん人及び仲裁人に対しては、期日報酬として、期日 1 回につ
き 8250 円、成立した場合には、成立報酬として、一人につき 3 万 3000 円
を支払うところ、令和 4 年度の期日報酬は、460 万 4000 円、成立報酬は、
343 万 2000 円であった。

（5） 申立補助制度の受付担当者に対する報酬

当センターへの申立てを検討し、または希望する方に対し、手続の概要の
説明、申立てに関する助言及び申立書作成方法の指導等を行う申立補助制度
を毎週火曜日及び金曜日の午後 1 時から午後 3 時まで実施している。受付担
当者に対しては、報酬として 1 回につき 5500 円を支払うところ、令和 4 年
度の報酬は、63 万 8000 円であった。

（6） 災害 ADR 手続の実施

平成 30 年度より開始した災害 ADR については、令和元年度より、新型
コロナ感染拡大に起因する申立もその対象としてきたが、令和 4 年度は申立
がなかった。

（7） ハーグ条約に関する ADR 対応

国際的な子の奪取の民事面に関する条約（ハーグ条約）を批准したことによ
る「ハーグ条約に関する ADR 手続」を今年度も実施し、令和 4 年度は 2

件の申立てを受理し、1件和解契約成立、1件不応諾で終結した。

3 各種紛争についての調査・研究・分析や和解あっせん人のスキル向上等公正かつ適正な紛争解決に資するための事業（公1-2）

(1) 調査・研究等

当センターが入会している一般財団法人日本ADR協会には、同協会の理事、ADR調査企画委員会委員として、当センターの理事、運営委員会委員を派遣し、同協会の各種活動に協力した。

また、当センターの参加団体会員に対する研修会へ講師を派遣するなどした。

(2) 和解あっせん人等候補者研修

和解あっせん人・仲裁人候補者のスキル向上を目的として、和解あっせん人・仲裁人候補者の他、運営委員会・財務委員会委員並びに当センターの参加団体会員も対象として、下記のとおり、研修を実施した。

ただし、新型コロナウイルスの影響下、大ホールに受講を集めての集合型ではなく、事前に研修風景を録画したものをYouTubeで配信することとして実施したものもあった。

日程	研修テーマ	講師
6月6日～6月20日にYouTube配信	最近の解決事例紹介	大阪社会福祉士会 社会福祉士 宮田 英幸 氏 大阪弁護士会 弁護士 小田 耕平 氏 大阪弁護士会 弁護士 森 理俊 氏
7月25日～8月20日にYouTube配信	民法・不動産登記法改正について	大阪司法書士会 司法書士 谷 嘉浩 氏
11月1日 ライブ研修	ロールプレイ研修	公益社団法人民間総合調停センター 土地家屋調査士 山脇 優子 研修部会長 他
11月21日	特別研修	京都産業大学法学部

ライブ研修	「これからのADRを考える」	教授 草鹿 晋一 氏
2022年12月19日～2023年1月20日にYouTube配信	問題だらけの日本の不動産～資源循環型不動産業サーキュラーリアルエステートの時代へ～	公益社団法人全日本不動産協会大阪府本部顧問 大阪のすまい活性化フォーラム会長 宅地建物取引士 近藤 良一 氏
1月23日 ライブ研修	筆界特定制度の概要と実務	大阪法務局筆界特定室室長 南 義彦 氏
2月22日 リアルとWEB併用研修	①公益社団法人民間総合調停センターの組織と運営について ②解決事例の紹介 【事例1】建築事案、【事例2】医療事案	① 大阪弁護士会ADR推進特別委員会委員長 弁護士 山川 良知 氏 ② 一級建築士 藤井 博伸 氏 弁護士 脇田 達也 氏 医師 根岸 宏邦 氏 弁護士 杉本 吉史 氏
3月22日～4月21日にYouTube配信	分譲マンションに住むための基礎知識	一般社団法人大阪府マンション管理士会高槻支部支部長 マンション管理士 山口 俊一 氏

4 広報活動事業（公1-3）

令和4年度は、ADR及び当センターの広報として、ホームページの運営管理、リーフレットの関連団体への配布のほか、次の広報を実施した。

- (1) 消費者問題専門情報誌「消費者情報」（Web版）への協賛広告の掲出
Web版「消費者情報」に、協賛広告を掲出した。
- (2) 企業従事者向けのインターネットバナー広告
企業従事者向けのインターネットバナー広告を実施した。

(3) 淀屋橋駅周辺地下構内の電照看板広告

淀屋橋駅周辺地下構内の電照看板広告を掲出した。

(4) 大阪シティバスの車両側面広告

8月より、二つの路線における大阪シティバスの車両側面広告を開始した。

(5) 大阪市役所本庁舎内モニターでの動画広告

大阪市役所本庁舎内モニターでの広告動画を放映した。

(6) 京阪バスの車両側面広告

1月より、枚方、交野営業所において京阪バス2台の車両側面広告を開始した。

5 事業報告の附属明細書

事業報告の内容を補足する重要な事項については、当事業報告書に含まれているため、事業報告の附属明細書の作成を省略している。

以 上